学校いじめ防止基本方針

～「いじめ防止対策推進法」・「いじめの防止等のための基本的な方針」・「生徒指導提要」より～

いわき市立桶売小学校

１　いじめに関する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、身体や生命にも危険を与える恐れがあり、人として絶対に許されない行為である。

しかし、その一方で、いじめは、どの児童にも起こり得る可能性があり、いじめに関する理解と認識を正しく持ちながら、学校が組織として一丸となり、家庭や地域との連携を図りながら、未然防止、早期発見、早期対応に努めていく必要がある。

２　いじめに関する理解と認識

(1)　いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。）

(2)　いじめの構造

○　いじめられる児童は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれていく。
○　ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造が潜んでいる。
○　いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」と「傍観者」の存在によって成り立つ。

(3)　いじめる心理

○　心理的ストレス（集団内の弱い者への攻撃によるストレスの解消）
○　集団内の異質な者への嫌悪感情（基準から外れた者に対しての嫌悪感や排除意識）
○　ねたみや嫉妬感情
○　遊び感覚やふざけ意識
○　いじめの被害者となることへの回避感情

(4)　いじめの基本認識

○　いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る問題である。
○　いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
○　いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
○　いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
○　いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
○　いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
○　いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
○　いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(5)　いじめの認知について

○　「いじめの芽」や「いじめの兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。

(6)　いじめ解消の条件

○　（加害）行為がやんでいる状態が３ヵ月継続し、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。

３　いじめの未然防止

(1)　いじめを許さない学校の雰囲気づくり

学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促す。

(2)　自己有用感や充実感が感じられる学校生活づくり

児童一人一人のよさや特性を発揮することができる場や機会の設定を工夫することにより、児童自らが価値ある存在であることを感じ取ったり、充実感を味わったりすることができるようにする。特に、「わかる・できる授業づくり」に全職員で取り組み、公開授業、授業参観を計画的に実施する。(児童が学校生活の中で一番長い時間を過ごす「授業時間」の充実)

(3)　人とのつながりを大切にした体験活動の充実

他者との関わりを通して、それぞれに違いがあることを認め合ったり、互いに助け合ったりしながら物事を成し遂げることの大切さを、全教育活動の中の体験的な活動を通して学ばせていく。

(4)　道徳教育の充実

全ての教育活動を通じた道徳教育を通して、自己の在り方や他者との関わりを振り返ったり見つめたりする機会を通して、自他の生命を尊重し、思いやりの持てる豊かな心の育成を図る。

(5)　積極的な生徒指導への組織的な取り組み

「善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにする」ことについて、職員ぞれぞれの指導に差異が生じることのないように、職員同士が相互にコミュニケーションを図りながら、同一歩調に立って指導にあたるようにする。

(6)　いじめ防止に向けた学校間及び家庭・地域との連携

保育所や近隣小学校、併設中学校との情報交換を密に行い、いじめ防止に向けた協働態勢を構築する。さらに、家庭・地域に「学校いじめ防止基本方針」等を周知することにより、いじめのもつ問題性や家庭教育の重要性、学校と家庭が連携した心の教育の必要性についての理解を図る。

4　いじめの早期発見

(1)　日常観察

いじめは、どの児童にも起こり得るという認識に立ち、児童の小さな変化を見逃さないという姿勢で、児童の様子について日常の観察を丁寧に行う。

- 桶売小・中学校の全職員が、桶売小・中学校の全児童生徒の担任であるという意識「学校担任」感覚で、一人一人の子どもたちと接するとともに、子どもに関する情報を共有する。また、中学校配置のスクールカウンセラーの協力を得る。
- 授業時間のみならず、休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから悩みを把握したりする。

(2)　情報の収集と共有

児童の様子に変化が見られる場合には、全職員の目で（「学校担任」）きめ細かに児童を見守る姿勢に立ち、より多くの情報の収集と共有に努める。

定例の打合せ・職員会議・小中合同職員会議等の会議の中で、軽微と思われる問題でも積極的に取り上げて全職員で討議するとともに、常日頃より職員間で日常的な情報の共有を図る。

(3)　相談体制

日頃から、悩みや訴え等がある場合には、担任に限らず誰に相談してもよいように働きかけ、児童が相談できる窓口をより広く開放しておくことに努める。保護者に関しては、定例の教育相談週間外であっても気軽に相談できるような学校の雰囲気づくりを心がけ、教師と保護者との信頼関係の構築を図る。

また、中学校とも連携し、中学校配置のスクールカウンセラーによる相談窓口について周知する。

(4)　実態調査

定期的にアンケート調査を実施し、児童の悩みや問題等を把握することに努める。

- 「困りごと調べ」～年３回全児童対象に実施（６月、１０月、１月）
- 「学校評価（児童）アンケート」～年２回全児童対象に実施（７月、１２月）

保護者に関しては、次の機会を生かし自由記述から、情報を得る。

- 「授業参観アンケート」～年４回実施（４月、７月、１２月、２月）

・　「学校評価（保護者）アンケート」～年２回実施（７月、１２月）

(5)　家庭・地域との連携

児童の様子について、様々な機会をとらえながら学校と家庭・地域が情報を交換し合うことに心がけることで早期発見に努める。

・　保護者との情報共有（連絡帳、電話・家庭訪問、児童送迎の際の会話、ＰＴＡ会議等）
・　地域との連携（地域行事への参加、民生委員、学校協力者、関係機関等）

５　いじめに対する早期対応

(1)　事実の確認

いじめに関する情報がある場合には、校長の指示により「いじめ防止対策委員会」を開催し、当事者だけでなく、第三者等からも綿密に事情を聴取したり調査を行ったりしながら、正確な事実の把握に努める。

・　必要に応じ、臨時の「いじめに関するアンケート」を実施する。
・　聞き取り等を行う際には、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

(2)　いじめ防止対策委員会（「いじめ対策チーム」）の取り組み

「いじめ防止対策委員会」において、いじめがあると判断した場合には、校長の指示により「いじめ対策チーム」を設置し、解決に向けた具体的な対応の仕方について検討する。

「いじめ対策チーム」は「いじめ防止対策委員会」の委員により構成するが、問題の内容等をふまえ、校長の判断により、必要に応じて委員以外の職員、関係者、専門家等も含めて構成する。

(3)　対応についての共通理解

職員会議を開き、いじめ問題の発生と「いじめ対策チーム」設置の経緯、今後の対応策を伝え、共通理解を図るとともに、全職員が一丸となって早期の解決を図ることができるようにする。

中学校には小中連絡会、小中合同職員会議を通じて概要を伝え、理解と協力を得ることができるようにする。（中学生が関係する場合は、小中合同の組織を設置して対応する。）

(4)　児童への指導・支援、保護者への対応

①　いじめられた児童に対して

いじめられた児童を守ることを第一とし、安心して学校生活を送ることができるように指導・支援を進める。

・　児童の、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで、心の安定を図る。
・　「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を本人に伝える。
・　いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、児童に寄り添うことのできる体制をつくる。
・　保護者との相談により、本人が安心して教育を受けられるために必要であると校長が判断した場合は、一定期間別室で学習を行わせるなどの措置を講ずる。

《いじめられた児童の保護者に対して》

・　「いじめ」の判断後、早急に、家庭訪問等で保護者との面談を行い、把握している事実を直接伝える。（学級担任を中心に複数で対応）
・　学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議するとともに、継続して家庭と連携しながら解決に向かって取り組むことを伝える。
・　保護者のつらい気持ちや不安感を共感的に受け止める。

②　いじめた児童に対して

いじめた背景等について配慮しつつも、いじめは絶対に許されないことをしっかりと理解させ、二度といじめを起こすことのないように指導する。

・　「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で臨み、いじめが続いている場合はやめさせる。
・　いじめた気持ちや状況などについて十分に耳を傾け、いじめた児童がかかえる問題等いじめの背景にも目を向けて指導する。
・　必要に応じて、いじめた児童を別室に置いて指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けることのできる環境の確保を図る。

《いじめた児童の保護者に対して》

・　「いじめ」の事実確認後、保護者との面談を行い、把握している事実を直接伝える。
（学級担任を中心に複数で対応）

・　いじめを受けた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えるとともに、よりよい解決を図ろうとする学校の思いを伝える。

・　いじめた児童が抱える問題等のいじめの背景にあるものを共有し、今後のかかわり方を保護者と一緒に考え、解決に向かって継続して取り組むことを伝える。

③　児童全体に対して

いじめを自分の問題としてとらえさせ、いじめがあることを知っているのに、見て見ぬふりをすることも決してよくないことであり、いじめがある場合には、それを訴えることができる正義と勇気のある行動がとれるように指導する。

・　「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を、学校全体に示す。

・　はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定する行為であることを理解させる。

・　いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことができるよう指導する。

(5)　継続的な指導

引き続き十分な観察を行いながら、いじめのない集団づくりの強化に努める。

・　教育相談、日記、個人ノート等により該当児童に積極的にかかわり、状況把握に努める。

・　いじめられた児童のよさを見つけ、ほめたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

・　いじめられた児童、いじめた児童双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用等による心のケアを行う。

・　いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学校・学級づくりへの取り組みを強化する。

(6)　家庭との連携

いじめられた児童の家庭といじめた児童の家庭の両者に対して、いじめの事案を適切に伝えるとともに、家庭との協力を得ながら事後の指導を進めていくようにする。

(7)　関係機関との連携

必要に応じて、教育相談機関やスクールカウンセラーとの連携を図り、心のケアを進めていくようにする。

(8)　その他

必要に応じて保護者全体に対しての説明責任を果たす。また、マスコミ等の問い合わせについては、窓口を一本化する。

６　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1)　保護者と連携しながら、児童のインターネット利用状況、携帯電話・スマートフォンの保有状況を把握し、児童の実態に合った適切な指導ができるようにする。

(2)　児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対応できるよう、必要な指導啓発活動として、「情報モラル研修会」等を行う。（市メディア指導員の活用）

7　いじめにかかわる教員の研修

(1)　児童が学校生活の中で一番長い時間を過ごす「授業時間」の充実のために、共同研究を中心に授業公開・授業参観を実施し、授業改善に向けた研修を充実させる。

(2)　児童理解やカウンセリングの手法等、いじめの未然防止・早期発見につながる研修の機会をもつ。合わせて、外部機関との連携等を含め、いじめが発生した場合の具体的な対応のあり方についても研修を実施する。

(3)　インターネットを通じて行われるいじめに関わる研修についても随時実施する。

※　研修に関しては、積極的に外部講師を招聘し、より実際的・具体的な研修を実施する。

8　いじめ防止に向けた組織（名称：いじめ防止対策委員会）

いじめ防止に向けた組織は、以下の教職員で編成、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みの中心となる役割を果たす。

《定例会》職員会議・打ち合わせの際に実施（情報交換、研修会、アンケート実施等）

《臨時会》いじめの疑いがある情報があった場合（訴え、調査、観察等から）に即開催

職	主　な　役　割
校　　長	○　いじめに対する学校としての指導方針を示す。 ○　いじめの防止、いじめの対応を図る指導体制を確立する。 ○　全校集会等の講話で、いじめの問題や思いやりの大切さ等の話題（「ふわふわ言葉とちくちく言葉」等）を取り上げ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気の醸成と「相手の気持ちを考えた言動の大切さ」等についての意識付けを図る。 ○　いじめが発生した場合、「いじめ対策チーム」を設置し、関係機関との連携を図りながら、解決に向けて陣頭指揮をとる。
教　　頭	○　職員間の情報の共有化・共通理解を図る。 ○　近隣校や併設の中学校、外部機関との連携を図る。 ○　アンケート調査や教員の研修等について担当者に助言する。
生徒指導主事	○　定期的なアンケート調査や教育相談の実施等を計画的に進める。 ○　休み時間等の校内巡視や放課後の校外巡視等を通じて、子どもが生活する場の異常の有無を確認する。 ○　いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、共通理解を図る。
学級担任	○　望ましい学級集団づくりに努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気の醸成に努める。 ○　一人一人の児童を大切にした「わかる授業」づくりを進める。 ○　児童や保護者との心のふれあいを重視し、相互の信頼関係を構築する。 ○　いじめ根絶標語やポスターの作品募集等の機会を生かして、「いじめ防止」についての意識づけを図る。 ○　授業参観において「道徳」「学級活動」を可能な限り実施し、「命の大切さ」「思いやり」等に関する指導の様子を保護者に具体的に伝え、家庭における指導につなげることができるようにする。
養護教諭	○　児童の心身の健康状態の把握と情報収集に努める。 ○　児童の心のケアに努める。 ○　学校保健委員会等の学校の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

※　いじめ対策チーム（いじめを認知した時点で、速やかに校長が設置）

いじめ防止対策委員会 （校長・教頭・生徒指導主事・担任・養護教諭）
・いじめの情報の迅速な共有 ・関係のある児童への事実関係聴取の指導や支援 ・対応方針の決定　・役割分担と連携体制の明確化 ・担任・担当への指導や支援 ・保護者との連携 ・関係機関との連携

【いじめ対策チームの構成員として想定される外部のメンバー】

※問題の内容等に応じ、校長が構成員を決定し、参加を要請

○ＰＴＡ会長　○中学校配置のスクールカウンセラー　○民生委員

○川前駐在所員　○学校医　○市総合教育センター教育相談員

９　いじめ問題に対応する体制

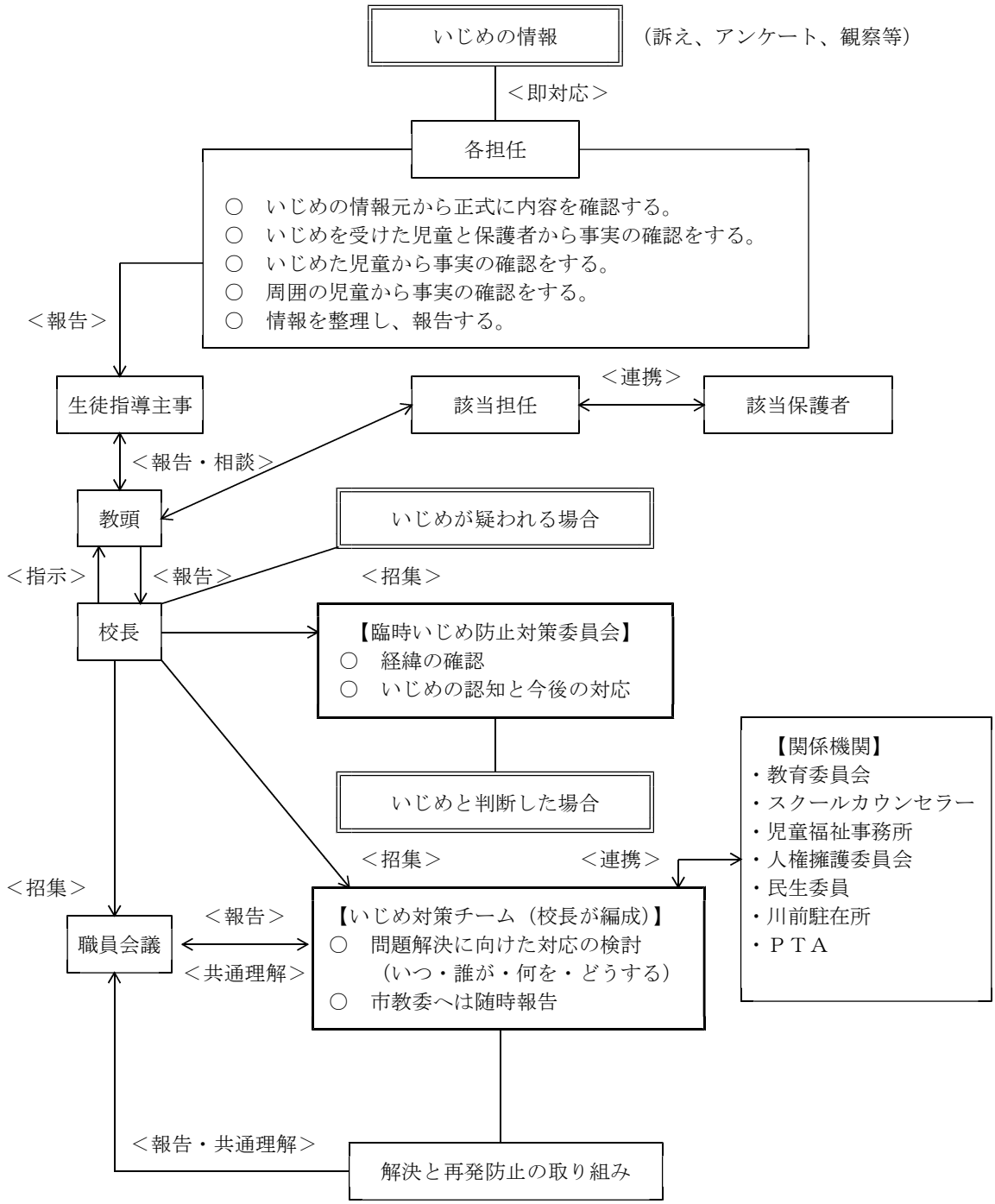

１０　いじめ防止に向けた年間計画

	行　事　等	調　査　等	会議・研修等	家庭・地域との連携	日常的活動
４月	・授業参観		○職員会議（いじめ防止対策委員会）※学校いじめ防止基本方針について ・方部生徒指導委員会① ・生徒指導主事研修会	・学級懇談会① ・保護者会①※学校いじめ防止基本方針について ・家庭訪問（情報交換）	・全校集会（命の大切さ・思いやり等にかかわる講話） ・朝の会、帰りの会 ・読書タイム ・全校給食 ・縦割り清掃活動 ・クラブ活動 ・委員会活動 ・日々の授業の充実（協働研究を通した授業改善） ・道徳教育の充実（道徳の授業公開）
５月	・運動会 ・桶売探検		○職員会議（いじめ防止対策委員会）※困りごと調べについて　※児童理解・カウンセリングについての研修	・学校評議員会① ※学校いじめ防止基本方針について	
６月		・困りごと調べ①	○職員会議（いじめ防止対策委員会）※困りごと調べの結果		
７月	・授業参観 ・七夕集会 ・いじめ根絶作品応募	・学校評価アンケート①	○職員会議（いじめ防止対策委員会）※学校評価アンケートについて ・方部生徒指導委員会② ・学警連協議会① ・生徒指導主事研修会	・学級懇談会② ・保護者会②（情報交換）	
８月			○職員会議（いじめ防止対策委員会）※学校評価アンケートの結果		
９月	・方部音楽祭		○職員会議（いじめ防止対策委員会）※学校評価アンケートの結果		
10月	・明夢祭	・困りごと調べ②	○職員会議（いじめ防止対策委員会）※困りごと調べについて		
11月	・教育相談		○職員会議（いじめ防止対策委員会）※困りごと調べの結果 ※情報モラルの指導についての研修	・個別懇談（情報交換） ・学校評議員会②	
12月	・授業参観 ・お楽しみ集会	・学校評価アンケート②	○職員会議（いじめ防止対策委員会）※学校評価アンケートについて ・方部生徒指導委員会③	・学級懇談会③ ・保護者会③（情報交換）	
１月			○職員会議（いじめ防止対策委員会）※学校評価アンケートの結果 ・学警連協議会②		
２月	・豆まき集会 ・授業参観		○職員会議（いじめ防止対策委員会）※一年間の反省	・学級懇談会④ ・保護者会④（情報交換） ・学校評議員会③	
３月			○職員会議（いじめ防止対策委員会）※次年度の計画		